

令和 8 年度

東清掃センター破碎残渣等運搬業務委託（単価契約）
仕 様 書

川 越 市
環境部環境施設課

I 長期継続契約

1 委託件名

東清掃センター破砕残渣等運搬業務委託（単価契約）

2 委託場所

川越市芳野台2丁目8番地18

3 委託期間

令和8年9月1日 から 令和9年8月31日まで（1年間）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4 委託料の支払い

毎月の運搬実績に応じて月毎に支払うものとする。

5 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、単価を記載すること。

6 その他特記事項

積算にあたっては、仕様書を確認のうえ積算すること。質問事項がある場合は質問書(任意書式)を用意し、入札参加受付最終日の翌営業日にファクシミリにて環境施設課へ送信し、送信確認の架電をすること。

この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。また、この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

Ⅱ 一般仕様書

1 目的

本仕様書は、「東清掃センター破砕残渣等運搬業務委託（単価契約）」（以下「委託」という。）を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に則り、適正な処理を行い、ごみの円滑な処理業務の執行を確保するために、発注者が受注者へ委託する業務に必要な仕様を定めることを目的とする。

2 委託の概要

本委託は、川越市東清掃センターリサイクル施設における中間処理によって発生する破砕残渣（不燃物）等（一般廃棄物）を、川越市資源化センター又は川越市小畔の里クリーンセンターまで運搬する業務である。

3 運搬対象物、搬出予定量及び委託搬出場所等

(1) 運搬対象物及び搬出予定量

ア 破砕残渣 1,000 t

（令和8年9月～令和9年3月：600t 令和9年4月～令和9年8月：400t）

運搬は週0～6回程度、7t/台程度の積載を想定する。

イ 焼却残渣 0 t

* 搬出予定量、搬出頻度、積載量は計画値であり、実際の数量を保障するものではない。

(2) 搬出場所

川越市東清掃センター（川越市芳野台2丁目8番地18）

(3) 運搬先

ア 川越市資源化センター（川越市大字鯨井782番地3）

(ア) 破砕残渣 1,000 t

(イ) 焼却残渣 0 t

イ 川越市小畔の里クリーンセンター（川越市大字平塚新田160番地）

(ア) 破砕残渣 0 t

(イ) 焼却残渣 0 t

* 焼却残渣の運搬、小畔の里クリーンセンターへの運搬計画はないが、施設の都合により運搬を行う場合がある。

4 関係法令の遵守

受注者は、この業務の実施にあたり、次の関係法令等を遵守すること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例
- (3) 労働安全衛生規則

- (4) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
- (5) その他関係法令

5 一般事項

- (1) 本仕様書は、本委託の基本的な内容を示すものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても目的達成上当然必要と思われるものについては、本仕様書の有無にかかわらず受注者の責任において実施するものとする。
- (2) 本委託は、本仕様書の他、発注者の提供する資料に基づき業務を実施すること。
- (3) 受注者は、業務の実施にあたり発注者と十分な打合せのうえ、業務を実施すること。
- (4) 受注者は、業務の遂行にあたり施設の運営に支障のないように実施すること。
- (5) 受注者は、業務の遂行にあたり建物・機器等に損傷を与えないよう十分に注意を払い、業務を実施すること。

6 委託業務内容

(1) 委託範囲

ア 破碎残渣の積込み及び運搬

東清掃センターの破碎残渣ホッパ（20^m）に貯留した破碎残渣を車両に積込み、資源化センター又は小畔の里クリーンセンターまで運搬する。

イ 焼却残渣の積込み及び運搬

東清掃センターの灰ピット（80^m）及び処理ダストバンカ（10^m）に貯留した焼却残渣を車両に積込み、小畔の里クリーンセンターまで運搬する。

(2) 作業実施要領

受注者は、次の要領によりこの業務に従事すること。

ア 東清掃センターでの搬出（積込み）作業時間は、原則として午前8時40分から午前11時50分及び午後0時45分から午後4時までとする。搬出日は、月曜日から金曜日の平日を主とするが、ごみ処理施設の稼働状況により土曜日、日曜日及び祝日についても搬出（積込み）作業を行う場合がある。

イ 資源化センター等の受入時間は、原則として午前8時40分から午前11時50分及び午後0時45分から午後4時までとする。

ウ 運搬車両への積込作業（ホッパ開閉作業等）も含むものとする。尚、灰ピットから焼却残渣を積込む際には、灰クレーン（容量：1^m（1.4t））の操作を必要とする。

(3) 使用車両等

運搬に使用する車両は、原則として次に掲げるとおりとし、いずれも残渣等が飛散及び流出するおそれのないものであること。

ア 車両の制限等

(ア) 東清掃センターリサイクル施設

破碎残渣の運搬に使用する車両は、10 t 深ダンプ車又は10t脱着装置付コンテナ専用車を原則とする。

搬出場の高さ等制限：高さ 4,000mm、幅 3,700mm以下

計量器の積載台寸法：長さ 7,500mm、幅 3,000mm以下

(イ) 東清掃センター焼却施設

焼却残渣の運搬に使用する車両は、10 t 深ダンプ車又は10t脱着装置付コンテナ専用車を原則とする。

ピット 搬出場の高さ等制限：高さ 4,400mm、幅 3,700mm以下

バンカ 搬出場の高さ等制限：高さ 4,700mm、幅 3,700mm以下

ピット・バンカ共通

計量器の積載台寸法：長さ 6,500mm、幅 2,700mm以下

イ 登録車両

10 t 深ダンプ車又は10t脱着装置付コンテナ専用車(原則)：2台以上

7 作業注意事項

受注者は、この業務の実施にあたり次の事項に注意しなければならない。

- (1) 施設内の建築物及び器物に損傷を与えないよう十分注意すること。
- (2) 破碎残渣等の積込作業を行う際には、防塵マスク等を着用すること。
- (3) 破碎残渣等運搬中は必ずシートをかける等の飛散防止処置をとること。
- (4) 過積載しないこと。
- (5) 運搬途中での積替保管等は行わないこと。
- (6) 運搬に伴う騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。

8 事故時の措置

受注者は、当該廃棄物の運搬中に、廃棄物が飛散、流出、又は地下に浸透した場合は、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

9 業務管理

(1) 委託業務実施計画書等の提出

ア 受注者は、業務の実施にあたり次の書類を発注者に提出すること。

なお、変更のあった場合も同様とする。

(ア) 委託業務実施計画書

(イ) 運搬計画書

①作業計画書（作業手順書、連絡体制）

②運搬経路（地図上に記入したもの、所要時間・距離を記載）

③運搬車両（使用車両一覧、車検証の写し）

④運転免許の写し（焼却残渣運搬時においてはクレーン運転特別教育修了証(氏名、免許・講習の種類、有効期限を除く部分は黒塗り)）

イ 業務従事者の中から責任者1名を選び、業務の監督及び発注者との連絡に当たらせること。

ウ 廃棄物運搬車両の運転者は、原則として1つの車両専属とする。

(2) 運搬量の確認

計量は搬出・搬入時に各センターで行うが、運搬量の確認(委託料の算出)については原則として搬入先(資源化センターまたは小畔の里クリーンセンター)の計量器により行うものとする。

(3) 委託業務実施報告書（指定様式）

受注者は、実施した業務内容を月毎に委託業務実施報告書により速やかに報告しなければならない。委託業務実施報告書には、毎日の運搬台数、運搬量を運搬対象物毎に記載した月報を添付すること。

(4) 安全教育の徹底

受注者は、事故防止のために従業員に安全教育の徹底を図るとともに委託業務の公共性を認識し円滑な業務の遂行を確保するように、努力と責任をもって業務にあたるよう指導すること。

ア 安全衛生に関すること。

イ 交通事故防止に関すること。

ウ 災害及び災害防止に関すること。

(5) 服装及び言動

業務従事者は、受注者制定の衣服を着用するとともに、公共サービスの従事者にふさわしい言動につとめること。

(6) 事故報告

受注者は、運搬作業中事故等が発生した場合は速やかに発注者に報告し、その対応について協議し、適切に対応すること。

(7) 損害賠償

ア 適正な業務が確保されないものに伴う故障及び事故についてはすべて受注者の責任において早急に現状に復するものとし、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

イ 受注者の過失による火災、盗難、破損、事故等により発注者及び第三者に損害を及ぼした場合には、それに係る一切の費用は受注者の負担とする。

(8) 秘密の厳守

受注者は、業務上知り得た機密事項は第三者に漏らしてはならない。

10 負担区分

この委託に要する車両、用具、燃料等は、受注者の負担とする。また、運搬に使用する車両等は常に清潔に保持すること。

11 契約の解除

契約条項に定める他、受注者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1、2、3号の基準に適合しなくなったとき。

12 委託料の算出

委託料の算出については、月毎の運搬量（t）に契約金額（円／t）を乗じて算出するものとし、算出額の1円未満は切り捨てとする。

13 外部への再委託

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

14 疑義について

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の解釈に疑義を生じたときはその都度、発注者と受注者とが協議のうえ、解決にあたるものとする。